

障発第0610001号

平成21年 6月10日

都道府県知事
各
公益法人等関係団体の長

} 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者保健福祉推進事業の実施について

今般、障害者の自立を促す使いやすい支援機器や技術に関する研究開発の推進に資することを目的として、別添のとおり「障害者保健福祉推進事業実施要綱」の一部を改正し、平成21年5月29日から適用することとしたので通知する。

については、都道府県におかれては、管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、この旨通知されたい。

障害者保健福祉推進事業実施要綱

(平成21年4月 1日制定)

(平成21年5月29日一部改正)

1. 目的

本事業は、障害者の自立支援の充実のため、地域における障害者保健福祉に関する工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業及びマーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術を開発することを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体
- (3) 国内の試験研究機関等に所属する研究者及び厚生労働大臣が適当と認めた者

3. 対象事業

- (1) 別添1の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」として実施する調査研究事業
- (2) 別添2の「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト」として実施する研究開発事業

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

5. 協議

事業の実施を希望する者は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議するものとする。

(別添 1)

「障害者自立支援調査研究プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者自立支援法を核として、障害者の相談支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

本プロジェクトは、障害者の自立支援の充実のため、地域における障害者保健福祉に関する工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

2. 対象事業

(1) 指定テーマ分

平成21年度においては、障害者の相談支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するため、次のテーマに関する事業実施の提案について、優先的に採択を行うものとする。

- 今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
- 障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
- 障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
- 就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
- 障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
- 障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
- 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- 適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
- 障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
- 地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

(2) 一般分（その他事業）

(1)に掲げる指定テーマ分以外に、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組等と認められるものについて、予算の範囲内で採択を行うものとする。

3. 検討会の設置

有識者による障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。

(別添2)

「障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト」について

1. 事業の趣旨

障害者の自立を支援するためには、マーケットが小さい等の理由で開発が進んでいない支援機器や技術に関する研究開発が必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、開発を行う企業、公的研究機関及び障害者等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発することを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者の自立支援の促進に資することを目的とする。

2. 対象事業

次のテーマに関する事業実施の提案について、採択を行うものとする。

- 障害者が自立して住みやすい住環境モデルの構築
- 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 視覚障害者の日常生活支援機器
- 安全に配慮された電動車いす
- 重度運動機能障害者の意思伝達を支援するBMI技術の開発
- 障害者スポーツ用機器の開発

3. 事業の実施体制

国内の試験研究機関等に所属する研究者及び厚生労働大臣が適当と認めた者

4. 評価検討会の設置

有識者による障害者自立支援機器等研究開発プロジェクト評価検討会において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、障害保健福祉施策の推進のために特に緊要度の高い事業であって、厚生労働大臣が特に必要と認めた事業については、直ちに採択することができるものとする。